

(1) 日本武道及び Tomiki Aikido における「乱取り」の位置づけ

合気道がその守備範囲に含む技法は、柔術の内容と重なる。それは合気道が典型的な柔術であることの証拠でもある。柔術を近代化した嘉納治五郎師範は技を整理し、二大稽古法として、襟袖に組んだ場合の「乱取り」（以下「組み乱取り」）と呼ぶ）と、それ以外の技法を対象とする「形」を提唱し、実践した。合気道は植芝盛平翁の独特の様式を保って「形」稽古を終始する方法で今日に至った。富木謙治師範は柔術のすべて技法を精緻に分類し、嘉納師範が制定した「組み乱取り」のほかに「離隔態勢の乱取り」方があることを示した。その具体的な方法が徒手乱取り法（富木師範は柔道の立場でこれを第二乱取り法、合気道の立場で「合気乱取り法」）と呼んだ。富木師範はこの乱取りを、離れた状態を基本にして、当身技と関節技とを用いて行うものとして示し、運足、手刀合わせから、手刀運動、手刀の崩し、かかり稽古、引き立て稽古、乱取り稽古から試合稽古に至る道筋を示し、同時に基本の形 17 本、裏技の形 10 本を示した。富木合気道とは徒手乱取りとして構想整備されたものなのである。また、礼式等の動きは、講道館柔道のそれに準拠されている。

富木師範は徒手乱取りにおいて間合いが甚だしく接近して技を競う事態が多いことから、短刀乱取りを考案した。離隔態勢の精神を確保しようとしたからである。その後の歴史の中で、この短刀乱取り法においても間合いが接近したことから、短刀側の者に一定の条件の中で返し技を使用するなどの工夫をおこなったが、若干の技が出て攻防の局面が多くなった一方で、返し技を恐れた徒手側の選手が、17 本の技を繰り出すことに慎重になり、技の発展が制約される現象が現れた。総じて、乱取り競技としての魅力が後退したのである。

こうしたことから我々は、技の制約を取り払い、左右の腕を用いて自由自在に攻防することのできる徒手乱取りを研究してきた。これによって短刀乱取りのもつ競技としての問題点を払拭し、同時に以下に述べるような短刀乱取りの改善を行うと共に、徒手乱取り競技種目への導入検討のため、2015 年に海外で行われる国際大会において公開競技として実施したい。

なお、徒手乱取りと短刀乱取りの段階的な位置づけは以下のようなになる。

A. 両者を一人の者が段階的に修行する場合

- ①徒手乱取りから短刀乱取りへ。
- ②短刀乱取りから短刀乱取りへ。

B. 両者が専門化して、一つのみを行う者が修行する場合

徒手乱取りで左右の 17 本の形、10 本の形と受身を習得したのちは、どちらかに専門化する。

(2) 徒手乱取りの方法整備と競技ルールの制定

1) 徒手乱取りの理論と基本稽古法（詳細は川崎国際大会セミナーにおける佐藤師範案参照）

この乱取りの性格を定める核心ルールは、「顔面に当てられてはいけない」というルールにある。このことによって顔面への当て身をよけようとする動作が生じ、実用性（護身性）のある武道競技としての魅力を確保する。

2) 徒手乱取りが武道競技として優れている点。

- ①攻防一如のシンプルな競技である。(返し技の制約などは解消する)
- ②左右の技が出る。
- ③当身技、関節技ともにより取りやすくなる。
- ④短刀乱取りより攻防が多彩となる。

(3) 短刀乱取りの改善

1) 徒手乱取りという競技形式が別にあるという前提に立つと、短刀乱取りはより明確な位置づけが可能になり、次のような改善の方向が明らかとなる。

①一足一刀の間合いを取らなければならないことを全ての前提とする。そこからの突きでなければ認められない。そうすることによって離隔の間合いを原則とした綺麗な乱取りが確立する。

②返し技は禁止とする。これによって徒手側は返し技を恐れずに積極的に思い切った技をかけに行くことが出来、技の深化が期待される。

③意味のない「指導」は廃止ないし極端に制限する。A.「短刀落とし」は故意に落としたり、投げつけたものでない限り取らない。B.「場外指導」も故意に逃げたものでない限り取らない。C.「体さばき指導」は①を実現すれば自動的に激減する。

以上の改善により試合がたびたび中断されることが少なくなり、格闘競技本来の醍醐味ある試合展開が期待できる。また、合気道本来の技の応酬ではなく、相手の指導を積み上げて勝つという「点取りゲーム」からも脱却できる。

2) 「技」そのものの効果を正しく評価する

- ①正面当てにおいて、顎への掌低押しを補助する、反対の手による添え手の使用を一定の制限のなかで認める。
- ②正面当て、相構当て、逆構当てを相手に安全に当てた場合、相手の崩れ方に関わらず認める。
- ③明らかな「相撲技」「レスリング技」、特に、体を密着させる技は禁止とする。
- ④膝をついた状態で転回してかける関節技を認める。
- ⑤安全性に問題がない場合、17本の技の応用技と見られる技法を認める。

(4) 富木謙治・大庭英雄両師範制定の形への復帰と普及

17本の形、古流護身の形ほか古流の形など、富木師範・大庭師範が制定した形は、その様式に講道館の嘉納治五郎師範が制定した形に準拠した精神が反映している。両師範没後、次第にこの精神から逸脱した所作がみられるようになった。例えば、17本の形の小手捻りにおいて、小手を捻って相手を畳に抑えた後に、左手を腰に当て、捻った手首を右足の動きを伴ってさらに押し込んで決める動作などは誤りといわなくてはならない。まず、乱取りの形17本には、「固める」(コントロールする)という押さえ技の精神で一貫されており、「極める」という動作はないからだ。こうした誤りは、例えば、小手返しで投げた後に、さらに手首を捻る動作などにも現れている。こうした誇張や銜^{てら}いの動作は、武道史において「華法」として難く戒めていた動作であり、富木・大庭師範の指導の原点に返ってこれを改善する。

註：この提案書は主に山口升呉師範(8段)の提案を参考に作成された。